

徳島県の総合評価方式の逆転落札の基礎分析

徳島大学大学院 学生会員 ○山下 巧 徳島大学大学院 正会員 滑川 達
 徳島大学大学院 正会員 森本 恵美

1. はじめに

総合評価方式は、平成 17 年度の「公共工事の品質確保に促進に関する法律」(以下、「品確法」)が成立されたことを契機に、「価格及び品質が総合的に優れた契約がなされる」方式として、導入されており¹⁾、国土交通省直轄工事ではほぼ全ての工事では本格導入されている²⁾。徳島県においても平成 18 年度から本格導入されており、平成 24 年度の実施状況は、件数ベースでは、総合評価方式は 128 件(約 18%)、うち施工能力審査型が 118 件(約 17%)、金額ベースでは総合評価方式は 66.3 億円(約 60%)、うち施工能力審査型が 54.3 億円(約 49%)である。総合評価の方法は、式①により、建設業者の技術力等と入札価格とを、点数化して算出される「評価値」が最も高い者が落札者となる³⁾。分子に基礎点+加算点(以下、技術点)を用いていることから、最低価格者でなくても落札できる可能性がある。本研究では最低価格者以外が落札することを「逆転落札」とする。またこの逆転落札の発生割合は、上述のような総合評価の特徴が発揮されているかを総点検する 1 つの項目となっていることが多い²⁾。

$$\text{評価値} = (\text{基礎点} + \text{加算点}) \div \text{入札価格(億円)} \cdots \text{①}$$

そこで本研究では、徳島県における総合評価方式の実施状況、特に逆転落札案件に着目した基礎分析を行う。具体的には、徳島県 HP において PDF ファイルで公表されている平成 24 年度の入札結果をデータベース化し、土木一式工事 692 件のうち総合評価方式実施案件 128 件(約 18%)の中ではほぼ 9 割以上を占めている施工能力審査型 118 件を対象に、落札率および技術点・逆転価格の状況、逆転落札案件における技術点 1 位者の落札可能最大入札価格と実際の入札価格の状況を逆転落札案件と最低価格落札案件で比較分析を行う。

2. 分析結果

図-1 に落札者の状況を示す。逆転落札案件は 35 件(約 3 割)、最低価格落札案件は 83 件(約 7 割)である。図-2 に落札率の分布を示す。薄い棒グラフは逆転落札案件、濃い棒グラフは最低価格落札案件を表す。逆転落札案件は平均値 0.861、最低価格落札案件は、平均値 0.907 である。次に、評価値 1 位と 2 位の技術点差・入札価格の差の状況について見ていく。図-3 に評価値 1 位と 2 位の技術点差の分布を示す。逆転落札案件は平均値 1.138 点、最低価格落札案件は平均値 1.524 点である。図-4 に評価値 1 位と 2 位の入札価格差の分布を示す。逆転落札案件は平均値 6.21 万円、最低価格落札案件は平均値-148.18 万円である。最後に、技術点 1 位者がある入札において落札可能であった最大の価格(以下、落札可能最大入札価格)を算出し、実際に行われた入札価格との比較を行った。これにより実際、逆転時にどの程度価格を上乗せすることができたのかを分析する。図-5 に技術点 1 位者の落札可能最大入札価格と実際の入札価格の差額の分布を示す。逆転落札案件の平均値は-6.14 万円、最低価格落札案件の平均値は 88.02 万円である。

3. おわりに

平成 24 年度徳島県土木一式工事総合評価方式施工能力審査型実施工事において、3 割程度逆転落札が起きているものの、逆転落札案件は最低価格落札案件に比べ落札率は低く、全体の落札率を押し上げる効果は認められなかった。また評価値 1 位と 2 位の技術点差は逆転落札案件のほうが小さい傾向が見られ、技術点差は 9 割近くの工事で 3 点未満である。施工能力審査型で予定価格が 5000 万円の工事の場合、技術点の差 1 点は、価格約 44 万円(約 0.9%)分に相当し、3 点は約 132 万円(約 2.6%)の価値に相当する。

以上のことから現状では、逆転落札案件が増えるということは、技術点が高く入札価格が低い者同士の厳

しい競争が増える傾向にあることを示す結果となっている。技術点 1 位者の落札可能最大入札価格の分析では、実際の入札価格に対して逆転落札案件では 0 円から 40 万円未満、最低価格落札案件では 100 万円以上の上乗せが約半数の案件で可能だったと言える。また最低価格落札案件には技術点 1 位者の落札案件が半数以上を占めていることから、入札者は技術点差のポテンシャルを価格に十分に反映できていない可能性がある。つまり現在の技術点評価の運用状況では技術点に差がつきにくく、入札者は技術点の差が小さいとの予想のもとで入札を行っているものと考えられる。

今後、より詳細な分析として、どのような技術評価項目で差が顕著に見られるか、また、各評価項目、地域、月、競争相手の数、などの様々な要因が入札者の価格決定行動にどの程度の影響を及ぼしているのかを明らかにしていくことを通して、地方自治体での総合評価方式の実態解明・改善に寄与したいと考えている。

4. 参考文献

- 1)近畿地方の地方公共団体における総合評価方式に関する現状分析と改善に関する考察：石原康弘,久保尚也,秀島喬博 土木学会論文集 F4(建設マネジメント),Vol.69,No.4,I_159-I_170,2013.
- 2)例：総合評価方式の総点検：国土交通省 平成 21 年 3 月
- 3)平成 24 年度 総合評価落札方式の実施方針：徳島県

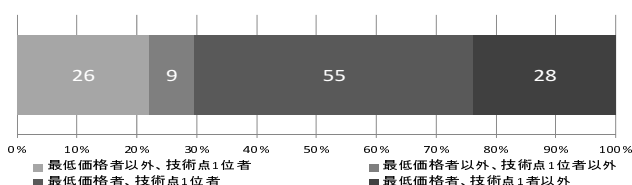


図 - 1 落札者の状況

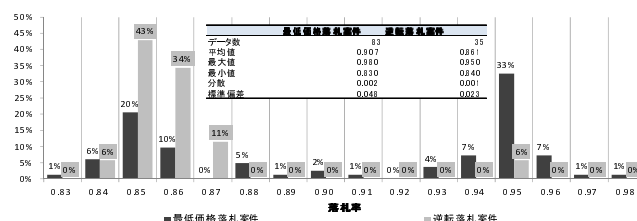


図 - 2 落札率の分布

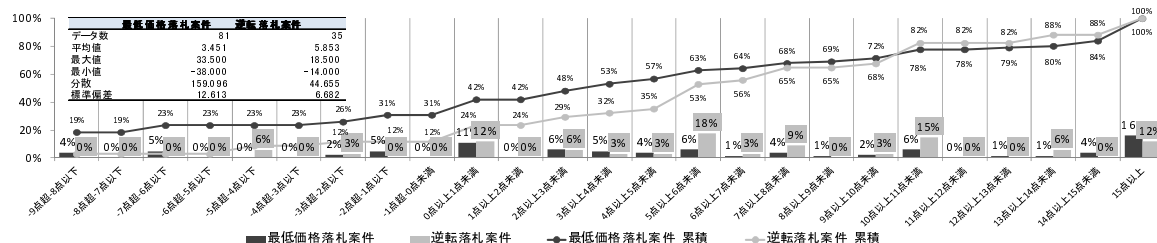


図 - 3 評価値 1 位と 2 位の技術点差の分布

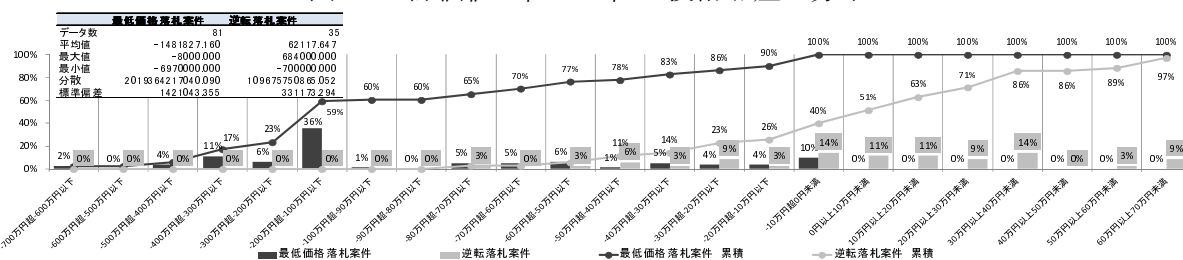


図 - 4 評価値 1 位と 2 位の入札価格の差の分布

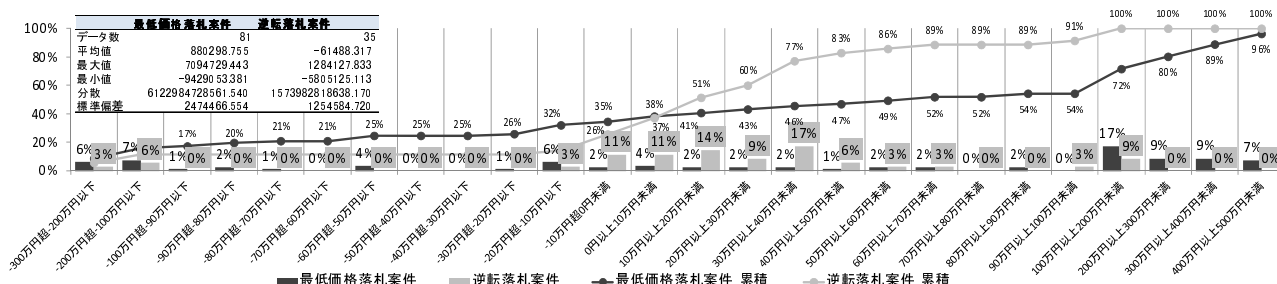


図 - 5 技術点 1 位者の落札可能最大入札価格と実際の入札価格の差の分布